和歌山市消防局消防用設備等運用基準



令和6年4月作成

「和歌山市消防局消防用設備等運用基準」目次

- 基準1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準
- 基準2 消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準
- 基準3 階数及び床面積の解釈に関する基準
- 基準4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準
- 基準5 シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準
- 基準6 収容人員の取扱いに関する基準
- 基準7 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準8 削除
- 基準9 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準10 長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準
- 基準11 2以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準
- 基準12 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取扱いに関する基準
- 基準13 屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準14 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準
- 基準15 電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準
- 基準16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準
- 基準17 泡消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準18 不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準19 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準20 冷凍室又は冷蔵室に係る不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の取扱いに関する基準
- 基準21 粉末消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準22 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準23 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準
- 基準24 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準25 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準26 漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準
- 基準27 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準28 非常警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準29 避難器具の設置個数の減免の取扱いに関する基準
- 基準30 誘導灯の設置及び維持に関する基準
- 基準31 消防用水の設置及び維持に関する基準
- 基準32 排煙設備の設置及び維持に関する基準
- 基準33 連結散水設備の設置及び維持に関する基準
- 基準34 連結送水管の設置及び維持に関する基準
- 基準35 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準
- 基準36 無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準
- 基準37 非常電源の設置及び維持に関する基準
- 基準38 消防用設備等(誘導灯及び誘導標識を除く。)の標識類の様式の取扱いについて